

令和8年度小樽市保育施設等物価高騰対策支援事業実施要綱

制定 令和4年10月21日

改正 令和8年 3月23日

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている保育施設等の負担を軽減し、事業を継続的に提供できるよう支援するために実施する小樽市保育施設等物価高騰対策支援事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援金の支給対象者)

第2条 小樽市保育施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の支給の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する事業所とする。

(1) 次のいずれかに該当する事業所であること。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所（法第35条第4項の規定により認可を受けたものに限る。以下単に「保育所」という。）、法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園（以下単に「幼保連携型認定こども園」という。）及び認可外保育所（法第59条の2の規定による届出をした施設をいう。以下同じ。）

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（以下単に「認定こども園」という。）

ウ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する幼稚園（以下単に「幼稚園」という。）

(2) 令和8年4月1日時点において、市内で事業を行っており、申請日以降も継続して市内で事業を行う意思を有する事業所（令和8年4月1日時点において、休止（施設改修等による一時的な休止を除く）又は廃止している事業所は除く。）

(3) 小樽市高圧電気料金高騰対策支援事業に係る支援金の申請者又は支給決定者でないこと。

(支援金の額等)

第3条 支援金の額は、施設の種別及び定員の区分に応じ、1事業所ごとに別表に定める額とし、1事業所当たりの支給回数は1回限りとする。

2 一つの法人において、複数の事業所を有している場合は、1事業所ごとに別表に定める額を算定するものとし、原則として、複数事業所分を一括して支給するものとする。

3 支援金は、予算の範囲内で支給する。

(支援金の申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする事業所を運営する法人（以下「申請者」という。）は、小樽市保育施設等物価高騰対策支援金支給申請書（様式第1号）及び口座振込申出書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請するものとする。

(1) 通帳の写し(口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名及び支店名が分かるページの写し)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、この要綱の施行の日から令和8年6月30日までに行うものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(支給決定及び支援金の支払)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受領したときは、速やかにその内容の審査を行い、支援金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金を支給することを決定し、併せて支給額を確定したときは、小樽市保育施設等物価高騰対策支援金支給決定兼支給額確定通知書(様式第3号)により申請者に通知するとともに、速やかに申出のあった口座に支援金を支払うものとする。

3 市長は、第1項の規定により支援金を支給しないことを決定したときは、小樽市保育施設等物価高騰対策支援金支給不承認決定通知書(様式第4号)により、その旨及び理由を明示し、当該申請者に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第6条 市長は、小樽市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年小樽市条例第19号)第3条第2項に規定する警察その他の関係機関に対し、申請者又は支援金の支給決定を受けた者が、同条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第5条第1項に規定する暴力団関係事業者(以下「暴力団等」という。)に該当するか否かについて、必要に応じ照会を行うものとする。

2 市長は、申請者が暴力団等に該当することが判明したときは、当該暴力団等に支援金を支給しない旨の決定をするものとする。

3 市長は、支援金の支給決定を受けた者が暴力団等に該当すると判明したときは、当該暴力団等に係る支援金の支給の決定を取り消し、又は既に支給されている支援金の返還を命ずるものとする。

(返還)

第7条 市長は、虚偽その他の不正手段により支援金を受給した者に対して、支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年 4月 1日から施行する。

別表(第3条関係)

施設の種別	支援金の額	
保育所、幼保連携型認定こども園、 認定こども園及び幼稚園	定員	支援金の額
	40人以下	10万円
	41人以上50人以下	22万5,000円
	51人以上60人以下	35万円
	61人以上70人以下	47万5,000円
	71人以上80人以下	60万円
	81人以上	72万5,000円
認可外保育所	5万円	

備考

- 1 支援金の支給額の算定に当たっては、1事業所ごとに、その施設の種別及び定員の区分に応じた額を算定し、それらの合計額を支給するものとする。この場合において、同一の法人について同一の施設の種別が複数あるとき又は施設の種別が複数該当するときの支援金の申請は、1件として扱うものとする。
- 2 「定員」については、令和8年4月1日時点の利用定員とする。

(宛先) 小樽市長

(申請者) 住所
名称
代表者職氏名

印

小樽市保育施設等物価高騰対策支援金支給申請書

小樽市保育施設等物価高騰対策支援金の支給を受けたいので、小樽市保育施設等物価高騰対策支援事業実施要綱第4条の規定により、下記の宣誓事項等に同意及び誓約した上で、次のとおり申請します。

1 申請額 _____ 円

※上記金額の事業所別内訳

事業所名	金額 (円)

【担当者連絡先】(日中、連絡可能な連絡先を御記入ください。)

事業所名	
担当者氏名	
連絡先	

2 宣誓事項等

- 令和8年4月1日時点において、市内で事業を行っており、申請日以降も継続して市内で事業行う意思を有すること。(小樽市保育施設等物価高騰対策支援事業実施要綱第2条関係)
- 小樽市高圧電気料金高騰対策支援事業に係る支援金の申請者又は支給決定者でないこと。(小樽市保育施設等物価高騰対策支援事業実施要綱第2条関係)
- 暴力団関係事業者でないこと。(小樽市保育施設等物価高騰対策支援事業実施要綱第6条関係)
- 法令又は要綱に違反したとき又は虚偽の申請その他の不正が判明した場合は、支援金を返還すること。(小樽市保育施設等物価高騰対策支援事業実施要綱第7条関係)

3 留意事項

- 本事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている保育施設等の負担を軽減し、事業を継続的に提供できるように支援することを目的に実施するものです。
- 各施設においては、本事業の目的に沿って支援金を活用してください。支援金を活用した施設改修や、備品の購入、職員人件費への充当など、エネルギー、食料品価格等以外の支援金充当は、本事業の目的から逸脱した使用となり、返還対象になりますので、御留意ください。
- 事業完了後、事業効果の状況を確認するため調査を行う場合がありますので、御協力いただきますようお願いいたします。

様式第2号(第4条関係)

口座振込申出書

振込先口座

金融機関名		銀行 信用組合 労働金庫	・ 信用金庫 ・ 農業協同組合
支店名		本店	支店 出張所
口座種別 口座番号	普通預金 ・ 当座預金	口座番号 (右詰めで御記入ください)	
フリガナ			
口座 名義人			

※振込先通帳の写し（振込先（カナ）の記載事項を確認できるページ）等を添付願います。

※申請者と口座名義人が異なる場合は、下記の委任状に、申請者の記名及び捺印が必要です。

委任状

受任者 (口座名義人)	住所		印
	名称		
	代表者職氏名		

私は、上記の者をもって代理人と定め、支援金の受領に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

小樽市長 様

委任者 (申請者)	住所		印
	名称		
	代表者職氏名		

第 号
年 月 日

様

小樽市長

小樽市保育施設等物価高騰対策支援金支給決定兼支給額確定通知書

年 月 日付で申請のあった小樽市保育施設等物価高騰対策支援金の支給について、次のとおり決定し、併せて支給額を確定したので、小樽市保育施設等物価高騰対策支援事業実施要綱第5条の規定により通知します。

支給決定額 _____ 円

※上記金額の事業所別内訳

	事業所名	金額(円)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		

(支給条件)

支援金に係る予算の執行の適正を期するため、申請者に対して報告を求め、又はその職員に当該申請者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めるときは、これに協力すること。

(留意事項)

- 1 小樽市保育施設等物価高騰対策支援事業実施要綱を遵守すること。
- 2 虚偽その他の不正手段により支援金を受給した場合は、支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

小樽市長

小樽市保育施設等物価高騰対策支援金支給不承認決定通知書

年 月 日付で申請のあった小樽市保育施設等物価高騰対策支援金の支給について、次のとおり支給しないことを決定したので、小樽市保育施設等物価高騰対策支援事業実施要綱第5条の規定により通知します。

記

支援金の名称 小樽市保育施設等物価高騰対策支援金

不承認とした理由